

ることが不可欠である。

この研究事業により健康危機管理対策が強化されることは、国民の健康・安全を守ることにつながり、その社会的意義は非常に大きい。また、健康危機管理対策は、行政の保健医療分野を担当している厚生労働省が責任を持って取り組むべきものであり、本研究事業については厚生労働科学研究の枠組みで実施することが適当である。

#### (2)効率性(費用対効果にも言及すること)

本研究事業の実施により期待される成果は国民の健康に対する不安の除去、安全・安心な社会の確保である。この成果の社会的意義は大きく、本来、この種の危機管理対策の費用対効果について明確にすることは必ずしも容易ではないが、厚生労働科学研究費補助金のうち、70百万円の予算により、このような成果を得られるとすれば、十分に効率的な事業であると考えられる。

同様に、大規模感染症流行、テロリズム、食中毒等の発生による経済損失は甚大であり、そういった事態において健康被害の拡大を防止するための健康危機管理対策に資する研究が実施され、健康被害の拡大が抑止・縮小されれば、大きな経済的メリットを有すると考えられる。

#### (3)有効性

本研究事業においては、その成果として、健康危機初動体制に関するマニュアル整備やオペレーション手法の確立を想定しており、これらの成果による、人材の養成も含めた健康危機管理基盤システムの強化は、社会の安全・安心醸成に大きく寄与するものである。よって、社会的貢献という観点で、高い有効性が担保された研究事業である。

#### (4)計画性

研究推進によって達成される健康危機管理基盤システム整備のための手法の確立という研究開発目標と、さらに確立された手法を行政施策に活かすことによる健康危機管理施策の推進という成果目標が明確に示されており、研究実施から行政への成果反映のプロセスについて妥当な計画性を有している。

#### (5)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)の研究開発目標、成果目標の達成状況

平成19年度からの新規事業である。

#### (6)その他

「安全に資する科学技術推進戦略(最終案)」のテロリズム対策の項目でも、現場認知・判断・対処に役立つ装備資材・情報通信に資する科学技術基盤の充実・強化や、関係機関・専門家の養成・ネットワーク構築の促進の重要性が強調されており、本研究が研究対象と

する健康危機管理基盤システムの必要性は明らかである。

関係省庁との役割分担の観点では、感染症対策・バイオテロ対策、医薬品・食品・水の安全対策といった厚生労働省が主に担当する分野での健康危機に関しては、厚生労働省が予防、初期対応、原因究明といった一連の対策を実施することが求められており、厚生労働省が中心となって研究を実施することが必要である。その他の、化学テロ対策、爆発物等対策の分野では、内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省、警察庁等の他省庁と連携し、厚生労働省としては、化学テロ・爆発テロ等発生時の医療提供体制整備に重点をおいた研究を行う。

### 3. 総合評価

健康危機管理対策の充実により、国民の生命・健康の安全を守るという国家が果たすべき任務に対して、大きく貢献する研究事業である。

保健医療行政を担う厚生労働省が本研究を実施することが妥当であり、かつ、行政施策への活用プロセスについても検討されており、その成果活用の有効性も確保されている等、計画性の面でも優れている。また、原因毎の個別分野対策研究とは異なる、新たな分野横断的アプローチを提案しており、これまで不十分であった健康危機管理基盤システム研究の促進につながると期待される。さらに厚生労働省関係部局間、及び関係省庁間の連携についても十分に考慮されている。

以上の点から評価し、有用な研究事業であると考えられる。

### 4. 参考(概要図)

# 健康危機管理関連研究の推進

分野横断的基盤システム研究

## 健康危機管理・テロリズム対策システム研究

### 初動体制確保に関する研究開発推進

健康危機管理初動体制(医療体制含む)整備及びその評価に関する研究 健康危機サーベイランスシステム開発  
現場での原因究明体制に関する研究 国際連携を活用した健康危機管理体制構築に関する研究 等

### 情報活用手法に関する研究開発推進

効率的情報共有システム開発 健康危機管理におけるクライシスコミュニケーション手法研究 等

## 地域健康危機管理研究

### 地域健康危機管理の基盤形成に関する研究推進

地域における健康危機管理体制評価指針に関する研究 等

特に地域における健康危機管理基盤システムに着目した研究

連携

個別分野対策研究

**新興再興感染症研究**  
生物テロに使用されるおそれのある病原体についての確定診断・治療法開発 等

**医薬品の安全研究**  
医薬品のリスク・有効性評価に関する研究 等

**食品の安全研究**  
食品の安心・安全性の確保に資する研究 等

**生活環境安全対策研究**  
生活環境安全確保に関する研究 等

**水安全対策研究**  
飲料水安全確保に関する研究 等

# 研究開発課題と研究成果の施策への活用

## 健康危機管理対策研究の推進(研究課題例)

分野横断的基盤システム研究

### 初動体制確保に関する研究開発推進

健康危機発生時の被害予測シミュレーション手法に関する研究  
健康危機管理初動体制(医療体制含む)に関する研究  
健康危機管理としての治療等備蓄及びその使用に関する研究  
健康危機を迅速に検知するためのサーベイランスシステムに関する研究  
健康危機発生直後の原因究明に必要な資源に関する研究  
国際連携を活用した健康危機管理体制構築に関する研究 等

### 情報活用手法に関する研究開発推進

効率的情報共有システムに関する研究  
健康危機管理におけるクライシスコミュニケーション手法に関する研究 等

### 地域健康危機管理の基盤形成に関する研究推進

地域における健康危機管理体制評価指針に関する研究 等

## 健康危機管理対策の充実(研究成果の施策への活用例)

健康危機対応基盤整備推進

### 初動体制の確立

健康危機対応初動体制確立(マニュアル、連携体制整備等)  
救急医療体制整備(テロリズム対応のためのAdvanced DMAT等)  
検知・防護・除染における装備資材・専門家の適切な活用  
健康危機サーベイランスシステム確立  
現場での健康危機原因究明体制整備(健康危機版FETP等)  
国際的健康危機管理体制確立 等

### 情報共有・情報活用の推進

情報共有システム整備(健康危機管理支援情報システム・EMIS等)  
国民への戦略的情報提供実施 等

### 地域健康危機管理基盤の構築

地域における健康危機管理体制整備 等

個別分野対策研究

**新興再興感染症研究**  
**医薬品の安全研究**  
**食品の安全研究**  
**生活環境安全対策研究**  
**水安全対策研究**

個別分野対策推進

**感染症対策充実**  
**医薬品の安全確保**  
**食品の安全確保**  
**生活環境安全確保**  
**水の安全確保**

## 17-2) 地域健康危機管理研究

(分野名) 健康安全確保総合研究分野

(研究経費名) 地域健康危機管理研究経費

事業名	健康危機管理対策総合研究経費(仮称) 地域健康危機管理研究経費
担当部局・課主管課	健康局総務課地域保健室
関係課	健康局総務課地域保健室、健康局生活衛生課、健康局水道課で運営

関連する「第3期科学技術基本計画における理念と政策目標(大目標、中目標)」

理念	健康と安全を守る
大目標	安全が誇りとなる国
中目標	国土と社会の安全確保

### 1. 事業の概要

(1) 分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)との対応について

重要な研究開発課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テロリズムを含む健康危機管理への対応に関する研究開発</li> <li>・ 医薬品・医療機器、組み換え微生物、生活・労働環境のリスク評価等の研究開発 (環境分野)</li> <li>・ 国際的に普及可能で適正な先端水処理技術</li> </ul>
研究開発目標	<p>○2010年までに、地域における健康危機管理体制の評価指針等を確立する。</p> <p>○2010年までに、シックハウス症候群の治療の普及に役立つ優れた手引きを作成する。</p> <p>○2010年までに、異臭味被害や水質事故を解消するため、既存対策に加えて導入可能な汚染物の監視や浄水技術、水源から給水栓に至るまでのリスク低減方策を開発する。③2010年度までに、水道の異臭味被害の原因物質を把握するとともに、多様な原水に対応するために必要な浄水技術を開発する。また、水質事故防止のための汚染源等に関する情報管理手法を開発する。</p>
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2010年頃までに、地域における健康危機管理体制の評価指針等を確立し、事態発生に対する体制整備を図る。</li> <li>◆2009年までに水道の異臭味被害率を半減し、2014年頃までに異臭味被害や水質事故をできるだけ早期に解消する。</li> </ul>

## (2)事業内容(継続)

「地域健康危機管理の基盤形成に関する研究」、「水安全対策研究」、「生活衛生安全対策研究」の3分野の研究を行い、①地域における健康危機管理体制の基盤を強化・推進、②水道等による水供給における原水水質事故、災害、テロ等に対してもより安全で安定的な水提供、③建築物や生活衛生関係営業等の生活環境に起因する健康危機の未然防止及び適切な対応等に資する研究を実施し、国民の安全、安心を確保することを目的とする。

## (3)厚生労働省内での関連事業との役割分担

特に地域レベルでの健康危機管理に着目し、保健所等の地域の公衆衛生行政システムの活用等について研究することを目的としており、健康危機管理の基盤システムやオペレーション手法について研究する「健康危機管理・テロリズム対策システム研究」とは別途実施する。

## (4)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)における「戦略重点科学技術」及び「重要な研究開発課題」との関係

地域における健康危機管理体制の評価指標等の開発を行い、研究開発目標とされている「地域における健康危機管理体制の評価指針等の確立」を具体化し、これらを実施することで、成果目標である「地域における健康危機管理体制の評価指標等を確立し、事態発生に対する体制整備を図る」ことを実現可能とする。

シックハウス症候群について、疫学的並びに臨床的に研究を進め、その病因、病態、診断法及び治療法等の知見を得る。

最新の知見を踏まえた水質基準の見直しを進め、水道システム全体の対策強化とともに、原水の汚染による水質事故対策に向けた流域の汚染源情報管理システムの開発や異臭味被害の原因物質把握とその監視・対策方法について研究を進め、研究開発目標とされている「リスク低減方策の開発」及び「必要な浄水技術の開発」、「汚染源等に関する情報管理手法の開発」等を進め、成果目標である「異臭味被害や水質事故の早期解消」を実現可能とする。

## (5)予算額(単位:百万円)

H15	H16	H17	H18	H19
1,135	1,062	1,114	657	(未確定値)

## (6)研究事業の成果

### 1)これまでの研究の成果

従来の健康科学総合研究では、①保健所及び地方衛生研究所の有する健康危機管理能力等の知見の整理及び集積、地域保健対策検討会等の科学的知見として活用、②水道水質基準の見直し検討での活用、③建築物衛生法で規定する維持管理基準等に反映、レジオネラ感染症・シックハウス症候群の具体的対応等に関する知見の整理及び集積等が行われた。

## 2) 残されている課題

今後、ますます多様化・高度化・複雑化する健康危機に対して、適宜適切な対応を図るために、研究成果を問題解決の具体的施策あるいは対応策につなげていく必要がある。

## 3) 今後この事業で見込まれる成果

①公衆衛生の新たな課題である初動時に原因が特定できない健康危機事例への対応等、②水供給の安全確保のための予防的措置や浄水処理機能の強化等、③建築物や生活衛生関係営業等における管理手法の見直し、シックハウス症候群等の診断・相談等に活用できるマニュアル作成等の成果等が見込まれ、これらによって一層、国民の安全・安心の確保が図られることとなる。

## 2. 評価結果

### (1) 必要性

健康危機管理対策は行政が中心となって推進していくべき課題であり、地域における健康危機管理の基盤を強化・推進させる必要がある。また、不適切な水供給や、不衛生な生活環境は、多くの者と関連して、大規模な健康危機に直結する可能性があることから、その適切な確保及び保持が必要となっている。

### (2) 効率性(費用対効果にも言及すること)

①地域における健康危機管理体制の基盤、②水道等による水供給、③建築物、生活衛生関係営業等を対象とした研究を行い、新たな知見の集積が効率的に行われ、目標に対する達成度は高い。

大規模な健康危機が発生すれば社会経済的損失は莫大なものとなるため、本研究による費用対効果は極めて高い。

### (3) 有効性

政策決定の科学的根拠として活用されており研究結果の有効性は高い。

また、「平成18年度の厚生労働省の科学技術研究の推進の基本的考え方」において「健康危機管理対策」が、また、「平成18年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」において「健康危機管理への対応」が提言されており研究の妥当性は高い。

### (4) 計画性

従来の健康科学総合研究から健康危機管理に重点をおいた研究へと組替えを行った。今後、健康危機管理に関する長期的視野にたった課題の抽出を行い、その結果を施策に反映させていくことが必要である。

(5)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)の研究開発目標、成果目標の達成状況  
(18年度からの継続課題について)

18年度から目標に向けて着実に研究を進めている。

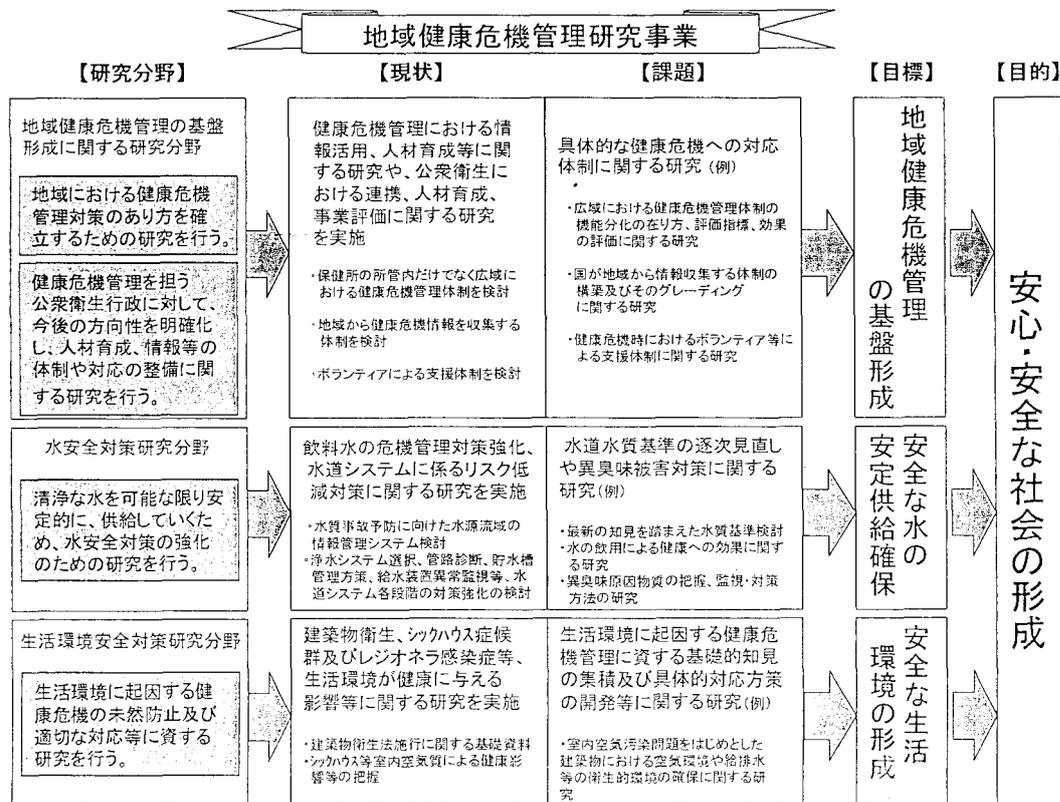
(6)その他

健康危機管理に関する事項は「平成18年度の厚生労働省の科学技術研究の推進の基本的考え方」において提言されている。  
シックハウス対策に関しては、議連、関係省庁連絡会議等が設置されている。

### 3. 総合評価

これまでの研究成果については、施策等に一定の反映がなされるとともに、今後も施策や対応策として活用される予定となっており、有効な活用が行われているものである。  
しかし、健康危機は多様化・高度化・複雑化しており、これらに対応し、国民の安全、安心を確保するため、引き続き研究の推進を図ることが必要である。

### 4. 参考(概要図)



## 4. がん研究助成金

事業名	がん研究助成金
主管部局(課・室)	医政局国立病院課
事業の運営体制	国立がんセンター運営局政策医療企画課

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標(大目標、中目標)

理念	健康と安全を守る
大目標	生涯はつらつ生活
中目標	国民を悩ます病の克服

### 1. 事業の概要

(1) 分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)で関係する「重要な研究開発課題」

重要な研究開発課題	・ がん、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、骨関節疾患、腎疾患、膵臓疾患等の予防・診断・治療の研究開発
研究開発目標	○2010年までに、がん、糖尿病などの生活習慣病や難病の治療・診断法を開発するための基盤を蓄積し、臨床研究につなげる。特に、生活習慣病に関しては、遺伝要因と環境要因に応じた疾患の原因を探索することにより、新たな予防・治療法へつなげる。
成果目標	◆2015年頃までに、生活習慣病改善のための施策の実施とともに、生活習慣病予防や治療に資する科学技術の開発を推進し、がんの罹患率や生存率を改善させる。

(2) 事業内容(継続)

がん研究助成金は昭和38年に創設され、「がん対策の企画及び行政を推進し、並びにがん医療の向上を図る」ことを目的として、厚生労働大臣が必要な研究に対して交付している。

研究の形態は、臨床研究、基礎研究並びに行政的研究を含めて実施する「総合研究」、関連学会等で重要性が認識されている課題について研究する「計画研究」、がんの診断・治療に必要な機械器具を開発する「機械開発研究」、関連学会や社会的要請に基づき計画的かつ集中的に実施する「指定研究」で構成されており、平成18年度の研究課題数は95(総合研究8、計画研究74、機械開発研究2、指定課題11)、研究者総数は815名となっている。

なお、当該助成金に係る事務は国立がんセンター総長に委任されており、学識経験者や行政関係者で構成される運営委員会を設置の上、研究課題及び研究者の選定や研究費の配分、研究成果の評価を実施している。

### (3)関連事業(関連事業所管課)との役割分担

関連事業としては、国立がんセンターの「がん対策情報センター(仮称)」及び第3次対がん10か年総合戦略研究事業(健康局総務課がん対策推進室)がある。

がん研究助成金は、大規模コホートによる疫学調査や標準的治療法の開発及び普及等を継続的に支援することにより、我が国のがん診療の均てん化を進めるとともに、がん対策の推進に資する臨床研究の推進し、本年10月に設置予定の「がん対策情報センター(仮称)」によりその成果を提供していく。

厚生労働科学研究費補助金「第3次対がん10か年総合戦略研究事業」は、がんの本態解明の研究と共に、その成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチや政策課題に資する研究を総合的に進めている。

### (4)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)における「戦略重点科学技術」及び「重要な研究開発課題」との関係

がん研究助成金は、様々ながんに対する標準的治療法の開発及び普及を実施してきており、「戦略重点科学技術」にかかる『標的治療等の革新的がん医療技術』の推進の一翼を担うものである。

また、がんの発生や診断等に寄与する基礎研究のほか、予防・診断・治療の研究開発も実施しており、「重要な研究開発課題」に係る研究の一翼も担っているところである。

### (5)予算額(単位:百万円)

H15	H16	H17	H18	H19
1,850	1,850	1,850	1,803	(未確定値)

### (6)研究事業の成果

これまでの研究事業においてがん研究の多くの分野で成果を上げているところであるが、主たるものとして、多施設共同による臨床試験体制に係る研究では、臨床試験の品質管理も含めた多施設共同臨床試験体制が構築された。また、1990年から大規模コホート研究が行われ、生活習慣と発がんリスクの関係などが明らかになりつつある。

そのほか、頭頸部がんや乳がんなどにおけるQOLを考慮した治療法の開発、発がん因子の探索、がん検診の適切な方法とその評価法の確立、各種がんに対する標準的な診断や治療法の開発や普及などの成果をあげている。

## 2. 評価結果

### (1)必要性

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっており、今後もこのような状況は続くと考えられることから、がんに関する研究は社会的な要請が高い。また、これまでがんの診断・治療・予

防法を確立するための臨床研究の推進や関連学会等において重要性が認識されている課題について研究を継続的に行い、我が国のがん研究の基盤を支えて来たことから、専門的・学術的意義は高い。

なお、行政改革推進法に基づき、平成22年度に国立がんセンターは非公務員型独立行政法人化し、大学や民間企業との人材交流や多様な民間資金を活用することで、高度先駆的医療にかかる機能を充実強化していく予定。したがって、がん研究助成金による事業の必要性は極めて高いと言える。

#### (2)効率性(費用対効果にも言及すること)

研究課題の選定や評価には、研究目標の実現性なども評価項目として設定されており、研究の効率性について個々の研究課題毎に評価している。また、当該助成金の費用対効果については、我が国のがん研究の基盤を支え、がんの予防・診断・治療の充実に十分寄与していると思われる。

例えば、地域がん登録精度向上に関する研究では、1975年から精度の高い地域がん登録の参加により、我が国で唯一のがんに関する統計値の整備に繋がっており、様々ながん研究の推進に寄与している。また、多施設共同臨床研究の質の向上に関する研究では、臨床試験の品質管理・品質保証活動を行い、有害事象報告の把握など適切な臨床試験実施体制を築き上げている。いずれも、研究費という枠組みの中でこうした成果をあげており、投じた費用に対して相当の効果をあげている。

#### (3)有効性

関連学会や社会的要請のある重要な課題について研究を行っているため、全ての研究課題について有効性は高い。例えば、昭和40年代前半から大腸内視鏡の開発に係る研究を行い、診断・治療に利用されてきたが、これにより、40%程度であった5年生存率が今日では70%程度にまで改善されている。

また、近年では、多施設による各種がん診断・治療に係る標準化の研究により、臨床現場における診断・治療の標準化の普及が進み、社会から求められているがん医療の均てん化に寄与している。その他、外来通院がん治療に係る研究を通じて、安全性確保に必要な事項が浮き彫りになり、入院をしなくてもがん治療が受けられる環境が飛躍的に整えられ全国の医療機関で推進されつつある。

加えて、がん対策基本法が成立したことを受けて、これまで以上に、がんに関する研究の促進及びその成果の活用が求められることが推察される。更に、臨床試験の基盤整備にかかる研究では、化学療法や放射線治療分野の人材育成にも大きな貢献をしている。

#### (4)計画性

第3期科学技術基本計画や分野別推進戦略等の方針を踏まえるとともに、関連学会でのガイド

ライン、厚生科学研究費補助金等とも連携し情報提供につなげていくなど、社会的要請に応えるべく課題選定を行っていく。

今後は更に、今回成立したがん対策基本法をも踏まえて、がん対策推進に寄与する予防・検診・診療・緩和医療総全ての領域を網羅する研究を実施していく。

#### (5)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)の研究開発目標、成果目標の達成状況

「がんの治療・診断法を開発するための基盤を蓄積し、臨床研究につなげる」という研究開発目標にかかる達成状況については、呼吸器悪性腫瘍や消化器悪性腫瘍など様々ながんに係る多施設共同臨床研究を継続して実施し、着実に成果を上げているところである。

また、「がんの生存率を改善させる」という成果目標にかかる達成状況は、(財)がん研究振興財団が発行している『がんの統計'05』などにより確認されるとおり、罹患率が横ばい状態になりつつあり、年齢調整死亡率は暫減傾向を明瞭に示している。

#### (6)その他

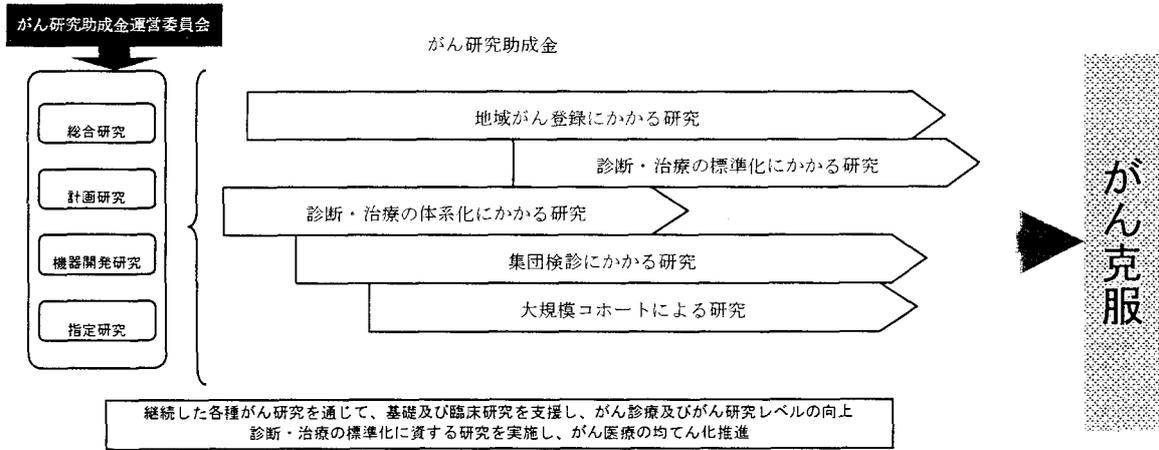
今後は、がん対策基本法の成立等も踏まえて、国立がんセンターを含むがん診療連携拠点病院などのがん診療を行う医療機関を通じた医療水準の均てん化にも、より一層の重点を置く必要がある。

### 3. 総合評価

がん研究助成金については、これまで臨床研究を支援し、長年我が国のがん研究の基盤を築いてきた。当センターで診断されたがん患者の5年生存率の推移を見てみると当該研究が始まった1960年代から明瞭な改善傾向が見られていることから当該助成金による効果は極めて大きかったと言える。

現在、がん研究助成金については、関連学会や厚生科学研究費補助金等とも連携しつつ、様々ながん研究の基盤を支えている。今後も、がん対策情報センター(仮称)の設立や国立がんセンターの独立行政法人化の決定を受け、がん研究の基盤を支えていく役割があるとともに、がん対策アクションプランやがん対策基本法などに基づく施策をより一層進めるためにも、がん研究助成金は極めて重要な研究事業といえる。

#### 4. 参考(概要図)



昭和 38 年から事業を継続